

## 芸術文化観光専門職大学 劇場運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、劇場運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び実習棟の次に掲げる号の施設運営に関して必要な事項を定めるものとする。

- (1) 講堂兼劇場
- (2) 小劇場
- (3) スタジオ1
- (4) スタジオ2
- (5) ホワイエ
- (6) 楽屋
- (7) その他実習棟1階にある全ての部屋
- (8) 更衣室
- (9) 実習棟前の屋外ステージ

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 前条の施設運営及び運用に関する事項
- (2) 前条の施設利用を伴う企画に関する事項
- (3) 前条の施設の維持・管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

- (1) 委員会に劇場等の企画・制作を推進する企画制作リーダーを置くことができる。
  - (2) 委員会に劇場等の技術管理の責任者となる劇場技術管理リーダーを置くことができる。
- 2 企画制作リーダー及び劇場技術管理リーダーは委員会において選任する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、企画制作リーダー若しくは劇場技術管理リーダーを兼務することができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局経営企画部企画課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。